

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する規程

企業局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和 49 年岩手県企業局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項)</p> <p>第 2 条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>配当された予算の範囲内で、次に掲げるものに関する支出負担行為をすること。</u></p> <p>イ <u>消耗品費（水道料及び電気料に限る。）</u></p> <p>ロ <u>通信運搬費（電話料及び電話回線専用料に限る。）</u></p> <p>ハ <u>動力費</u></p> <p>ニ <u>賃金</u></p> <p>(3) <u>配当された予算の範囲内で、前 2 号に規定するもの以外の 1 件 100 万円未満の支出負担行為をすること。</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に係る支出命令に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) <u>宿泊施設の利用を承認すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第 3 条 本庁の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の長委任事項)</p> <p>第 2 条 施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>配当された予算の範囲内で、前号に規定するもの以外の 1 件 500 万円未満の支出負担行為をすること（営業費用に限り、競争入札参加者の選定に関するものを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に係る支出命令に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>契約保証金の収入命令、出納命令及び納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(6) <u>旅費の返納の収入命令、出納命令及び納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(7) <u>御所ダム放流警報装置電気料金の収入命令、出納命令及び納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(8) <u>仙人発電所水道料金還付の収入命令、出納命令及び納入通知書の発行に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(企業出納員委任事項)</p> <p>第 3 条 本庁の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。</p>

(1)～(3) [略]

(4) 出納命令を受けた貯蔵品及び工事用材料の出納及び保管をすること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

2 事業所の企業出納員に委任する事項は、出納命令を受けた貯蔵品及び工事用材料の出納及び保管をすることとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

2 事業所の企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 出納命令を受けた収入の決定をすること。

(2) 出納命令を受けた貯蔵品及び工事用材料の出納及び保管をすること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。